

## コミュニティへのまなざしとNPO

日詰 一幸

- 1 はじめに
- 2 市民運動の変容とNPOの抬頭
- 3 NPOが存在する空間
- 4 NPOとコミュニティ
- 5 市民活動団体の事例―グラウンドワーク三島実行委員会
- 6 むすびにかえて
- 1 はじめに

戦後の日本において、都市化の進展や産業構造の動態に起因する地域社会の「地殻変動」が本格化するの是一九六〇年代であった。そして、それまで日本の社会構造の基底をなしていた地域的共同的秩序が解体し、それに代わって「コ

コミュニティへのまなざしとNPO

「コミュニティ」が本格的に意識されはじめたのは一九六九年に経済企画庁国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会報告『コミュニティ—生活の場における人間性の回復』が発表されてからであった。そしてこの答申が導火線の役割を果たし、翌七〇年には自治省が『コミュニティ（近隣社会）に関する対策要綱』、七一年には厚生省社会福祉審議会『コミュニティ形成と社会福祉』が出された。特に自治省が全国五三の地区をモデル・コミュニティに指定したことをきっかけとして、中央・地方双方のレベルで行政主導型のコミュニティ施策が展開されていった。<sup>(1)</sup>しかし、一方でまちづくりを中心として住民主体の内発的なコミュニティ形成の取り組みも全国各地で展開されていった。こうして、一九七〇年前後から国民のまなざしが「コミュニティ」へ注がれることになったのである。

日本において「コミュニティ」が本格的に意識され始めてから三〇年経過した今日において、市民活動空間—NPO (Non-Profit Organization 非営利組織) 活動空間としてのコミュニティが地域的協働の場として大変重要な位置を占めるようになった。

本稿においてはこのようなコミュニティに注目しつつ、そこで活動するNPOが市民の日常生活とどのようなかかわりあい、市民生活のセイフティネットとしてどのように機能するのか考察することにした。

## 2 市民運動の変容とNPOの抬頭

日本において民間非営利組織（以下、NPO）への関心は一九九〇年代になってから増大したといえよう。そして、九五一年一月に発生した阪神・淡路大震災の復興作業においてNPOが果たした役割は高く評価されることになった。そのため、日本でもNPOが自由に活動できるような環境の整備に向けて様々な動きが起り、その成果の一つとして九

八年三月に「特定非営利活動促進法」(通称、NPO法)が制定され、同年一二月より施行された。この法律は公益的な活動を行う市民活動団体に対し法人格を付与するものであるが、施行後二年を中途に税制優遇策の検討もなされることになっている。

さて、日本においてもいよいよ「NPOの時代」を迎えることになったのであるが、このような流れは一九六〇年以降の市民運動の延長線上でとらえることが可能ではないだろうか。つまり、筆者の基本的な認識はNPOが「一九六〇年代の運動の展開であり後継者である」というものである。<sup>(2)</sup>

そこで、六〇年代以降の市民運動の変容を辿りながらNPOへと至る過程を概観してみたい。

日本においては、一九五〇年代半ば以降高度経済成長の時代を迎えるが、六〇年代に入るとその矛盾が顕在化した。特に大都市圏を中心として市民の日常生活空間が侵害・破壊されたのである。このような状況の中で「既存の社会構造とそれを支えている勢力の対抗」としての「市民運動」が全国各地で発生した。<sup>(3)</sup>このような市民運動は「平和運動、民主化運動、反公害運動、住民運動、消費者運動、学生運動、対抗文化運動」など多様な形をとった。<sup>(4)</sup>

しかし、このような市民運動も一九七〇年代の「都市的生活様式」や日常生活の質をめぐって組織化されたボランティア的な団体(教育、文化、レクリエーション、福祉、消費、医療・保健等)の登場とともに一定程度変容を遂げたが、本格的な変容は一九八〇年代半ばに起こった。<sup>(5)</sup>

その画期は一九八四年、アメリカのリップナックとスタンプスの共著『ネットワークワーキング—ヨコ型情報社会への潮流』(一九八二年)が日本で翻訳が出版された時である。この翻訳の出版は日本の市民運動と「社会現象としての『ネットワークワーキング』」が出会う場となったのである。<sup>(6)</sup>リップナックとスタンプスは「ネットワークワーキング」とは、一九六〇年代にアメリカ社会で生じた新しい価値観とそれを実現する組織形態で、具体的には「もう一つのアメリカをつくる市民の自

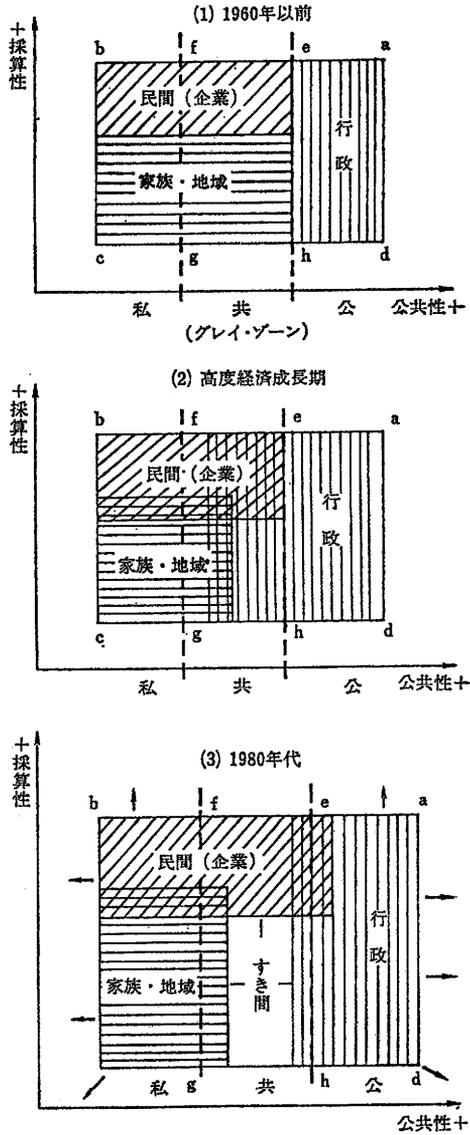
発的な活動である」とした。<sup>(7)</sup>

社会学者の高田昭彦氏によれば、「ネットワークキング」と出会った日本の市民運動は次のように変容したという。「これまで様々な対抗的な活動が結局は『オルタナティブな日本』を目指していたこと、その実現のためには個々の市民運動が連携（alliance）しあい、共同の生活空間をつくらねばならないことを知る。つまり、『ネットワークキング』は市民運動に、自らの進むべき目標（『オルタナティブな日本』）と、それを実現するための基本的な戦略（『連携alliance』）を示したのである」<sup>(8)</sup>。

こうして、日本の市民運動は従来の運動原理であった戦略論、行動論、組織論から解放されて自由な活動を始めることになった。そして、「オルタナティブな日本」に向けて市民運動のネットワークを形成し、現状の変革という「歴史の営為」への取り組みを始めたのである。その際、従来の市民運動とは異なり体制側とも協力できる部分は協力する柔軟性を示し、相手と対等に交渉できる力量がある場合にはパートナーシップを形成するようになった。<sup>(9)</sup>

このように新たな質を身に纏った市民運動はどのような活動の場を発見したのであるか。図—1は地域生活に関わる社会的サービスとその供給主体との関連を採算性や公共性の視点からモデル化したものである。一九六〇年代以降、公・共・私の活動領域と活動主体が変容したが、そのような状況に市民運動はうまく対応したのである。一九六〇年代以前は、家族や地域集団が大きな役割を担っており、それが地域的相互扶助の枠組みを作り上げていたのである。そのため、「共」的サービスの提供も地域的相互扶助によって担われていた。ところが、高度経済成長長期にはコミュニティの解体や日常生活空間の破壊などにより、家族や地域集団の活動が私的活動領域に縮小していき、その部分を行政や民間がカバーすることになるのである。さらに、一九八〇年代になると、家族、地域集団の活動はさらに縮小し、民間（市場）は採算性が確保されれば「共」的領域へ参加するのであるが、行政は「財政危機」を理由に「公的」領域に活動を

図-1 社会サービスの供給主体



(出典) 似田貝香門「都市政策で『公共性』をめぐる住民諸活動」矢澤修次郎、岩崎信彦編『都市社会運動の可能性』自治体研究社、1989年

縮小する。そのため、「共」的領域にはそのサービスを担う主体が不在となる「すき間」が生ずることになるのである。<sup>(10)</sup>  
 八〇年代半ば以降市民運動はこのような「すき間」の領域で活動をするようになるのであるが、このような市民運動をその担い手たちは自ら「市民活動」と名乗るようになった。やがて、この領域を責任をもって担っていく主体としてボランティアの「市民活動団体」が登場し、社会的に注目されることになった。<sup>(11)</sup>しかし、この段階に至ると市民活動団体が継続的で安定したサービスを提供することが求められるようになる。そのためには、大きなネットワークを形成する

とともに、個々の活動団体を安定したものにするための基盤整備が必要になるのであるが、このような取り組みに本格的に乗り出したのが、八〇年代の後半から九〇年代に入ってからのことであった。そしてこのような動きの中でNPOに関心もたれるようになり、欧米のNPOのことが精力的に研究され始めた。そして、前述のように市民活動の社会的基盤整備の一環としてのNPO法の成立へと向かうのである。

### 3 NPOが存在する空間

一九九〇年代に入ってからその存在がクローズアップされるようになった民間非営利活動団体NPOは、これまで日本の既存の制度の中でどのような位置を占めていたのであろうか。一九九八年に特定非営利活動促進法が制定される以前においては、包括的な非営利法人制度がなく政策目的に応じて多数の法人が存在していた。

さて、日本におけるNPOの位置をみる場合には、その組織がいかなる特質を有するものであるのか定義しておくことが必要であらう。日本において関心が高まったNPOの概念は、元来欧米社会において普及し定着したものであり、その内容も各国独自の歴史や慣習が反映されており、われわれ日本人にとっては分かりづらいものであった。

そのようなNPOの定義に関し日本でもよく紹介されたのは、NPO研究の第一人者であるジョンズ・ホプキンス大学のレスター・サラモンらのグループが「NPO国際比較プロジェクト」を実施する際に行った定義である。サラモンらによれば、NPOは次の五つの特徴をもつものとされる。<sup>12)</sup>①形式性。法人化もしくは活動の継続性など組織的整備がされていること。②非政府性。組織として政府から独立していること。③非営利性。利益の非配当原則。利益が生じた場合には活動へ再投資されるが、人件費としての支払いは認められる。④自己統治性。外部の組織によってコントロール

ルされることなく、自己の活動を自分で管理する力があること。⑤自発性。組織の活動や管理に関して自発的な参加があること。サラムンらは以上五項目のほかに、国際比較研究を進めるにあたり主な関心領域の外にある組織を除くため、非宗教性や非政治性(ただし、特定の問題に関して政策提言を行ったり、代案提示などを行うアドボカシー活動は除外)にも注目をした。

ところが、このような定義により日本のNPOを把握しようとする営利性の強い医療法人や政府の規制が強い学校法人も含まれることになり、本来我々がイメージするNPO、つまり「市民のエネルギーの結節点」ともなる公益性の強い市民活動団体とかみ合わないものとなる。そこで、新たな定義が求められることになったのであるが、その作業は総合研究開発機構(NIRA)の報告書「市民公益活動基盤整備に関する調査研究」(一九九四年)の中で明らかにされた。この報告書の中では、市民活動団体⇨NPOを次の四つの面からとらえている。<sup>13)</sup>①活動・事業内容に独立性・創造性・非営利性・継続性があること。②設立主体が行政機関や業界団体の主導でないこと。③活動拠点が行政機関や業界団体に置かれていないこと。④活動経費の内、二分の一以上が自前で確保されていること(行政からの補助金が二分の一を超えないこと)。この定義によれば市民活動団体は図1-2のように、任意団体を中心に財団法人や社団法人、社会福祉法人、そして協同組合などを含む広範な領域をカバーすることになるが、むしろこの定義のほうが日本の実態を反映したものと考えられる。したがって、日本におけるこれまでの市民活動団体はまさにこのような空間に存在してきたといえよう。

一九九八年一二月から施行されたNPO法は、保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり、芸術・文化、環境保全、人権擁護、国際協力など一二分野に該当する団体に法人格を付与しようとするものであるが、主なターゲットは図1-2における任意団体だといえよう。日本の現在のNPO法は法人格の認証に関わるものだけであり、税制優遇措置について

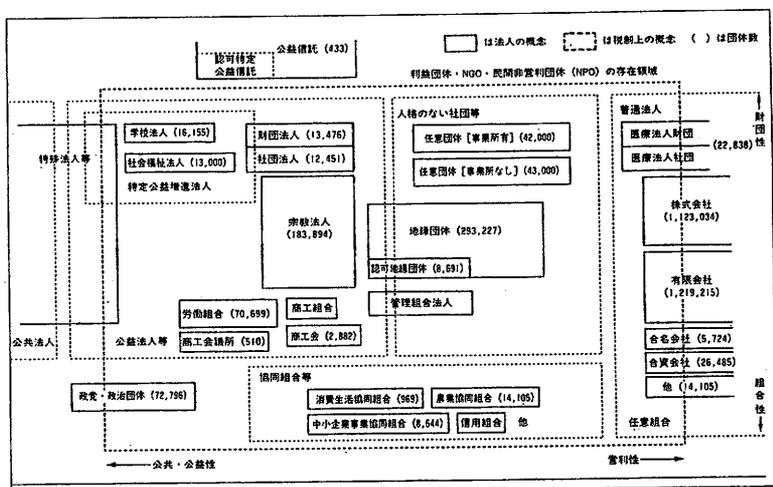
ては法の施行後二年を目途に検討をすることになって  
 いるため、法人格の取得だけではあまりメリツトのな  
 い規模の小さな任意団体の場合は今しばらく模様眺め  
 といった傾向が続くものと考えられる。

#### 4 NPOとコミュニティ

現在日本においてはNPOが注目されているが、そ  
 れはNPOが果たす社会的役割に期待するからでもあ  
 る。そこで、NPOの果たす社会的役割を整理すると  
 次のようにまとめることができる。

第一にあげられるのは、公共サービスの供給におけ  
 る政府の補完という役割である。日本においては六〇  
 年代から七〇年代にかけて福祉国家化が進展したが、  
 八〇年以降財政危機の影響によりそれまでの福祉政策  
 を支えることができなくなり「福祉国家の縮小」が進  
 展した。しかし、八〇年代には高齢化が一層進展し公  
 共サービスへの期待や需要が増加し、需要と供給との

図-2 NPOが存在する空間



(出所) 団体・法人の位置については、「NIRA 研究報告書『市民公益活動基盤整備に関する調査研究』総合研究開発機構、1994年。27ページの図を基に「利益団体の部分を業者が加算。団体数については、経済企画庁『民間非営利活動団体に関する経済分析調査』1997年10月（内部資料）のほか、業者が追加補充した。1995年現在の数値。

(出典) 辻中 豊「成熟型市民社会とNPO・NGO・市民活動団体」  
 『NIRA政策研究』No.11、1998年

間にギャップが生じたのである。そのすき間を埋めることになったのがNPOであった。こうして、NPOは公共サービスの不足を補完する役割を担うことになったが、最近評価されているのはこのような点に加えて「新たな質」の面も注目されている。それは、ニーズに対する横断的対応性や即応性あるいはフットワークの軽快さ、そして政府セクターと比較した場合の効率性や職員の積極性などである。さらにはサービスの提供を必要とする当事者や関係者の意向を「公共サービス供給の中に取り込んでいくシステム」なのである。<sup>(14)</sup>

第二はビジネスオルタナティブとしての役割である。欧米でNPOは雇用の受け皿として雇用を創出する側面を有している。また、NPOは「コミュニティの元気づくり」を目的とした「コミュニティ・ビジネス」へと発展する道が開かれている。<sup>(15)</sup>つまり、事業体としての役割も有しているのである。

そして、第三はコミュニティの形成や維持という役割である。市民の日常生活空間であるコミュニティが抱える様々な問題、すなわち住宅問題、福祉問題、環境問題、教育問題、などの解決に向けた活動を市民を巻き込んで行っていくのである。

NPOはこのような役割を担って地域で活動を行っているものと考えられよう。今日のような「複雑社会」においては、われわれの日常生活の場で様々な問題が生じている。従来このような問題の解決には行政が重要な役割を担っていたのであるが、縦割りのな枠組みでしかも財政的に大きな制約がある行政では十分な解決を期待することは困難である。地域で生じた問題にはその問題の本質をよく理解し、解決のための資源の動員が最も容易な、地域に居住する市民のインシヤティブによって解決するのが最善の解決策といえよう。

そこで、コミュニティ構成員の相互作用によってコミュニティの問題を解決方法が必要になる。社会学者の金子郁容らはこれを「コミュニティ・ソリューション」と命名した。金子らはコミュニティ・ソリューションを次のように説明

している。<sup>(16)</sup>

新たな社会運営のシステムを考えるにあたり、大きな問題として横たわっているのはマイクロとマクロをうまくつなぐしくみである。つまり、個々にとって「望ましいこと」であつても、それが社会全体にとって必ずしも「望ましいこと」にはならない。これが「マイクロ・マクロ・ギャップ」なのであるが、新たな社会システムを構築する際の最大の課題である。そこで、このような課題を解決する手段として人的ネットワークや地域コミュニティへ注目することになる。つまり、コミュニティの内部においては「信頼の醸造」や「自律的なサンクション（制裁）」がうまく機能する場合があります、これをシステムの中にうまく組み込むことができれば強制力を有する第三者機関によらず、かつヒエラルヒー的ではない方法で問題を解決することができるということである。コミュニティ・ソリューションはこのように、コミュニティにおける社会的「信頼」に基づいた問題解決の方法といえよう。今日日本で抬頭しつつあるNPOは規模は小さいのであるがコミュニティに根を下ろし、そしてコミュニティにおいて生じた問題の解決に乗り出しているケースが多い。つまり、NPOはコミュニティ・ソリューションの重要な担い手になり得るのである。

##### 5 市民活動団体の事例―グラウンドワーク三島実行委員会

コミュニティの問題をコミュニティ構成員の相互作用によって解決していこうとする動きは日本の各地で起こつており、それはまさに「生活の場からの地殻変動」といってよい動きであろう。そこで、そのような市民活動団体の中から静岡県三島市で展開されているグラウンドワーク三島実行委員会の取り組みを検討することにしたい。

## (1) 設立の背景・経緯

三島市は一九五〇年代まで富士山からの湧水がまちのいたるところに溢れ、美しい水辺の自然環境を誇る、まさに「水の都」であった。ところが工場の進出や郊外の都市化の進展により地下水が大量に使用されるようになった一九六〇年以降、徐々に湧水が減少しだし、まちを流れる川も家庭からの雑排水の混入やゴミの投棄により汚染が深刻になった。市内最大の遊水池「楽寿園・小浜池」も干上がり、カラ池になってしまいがち加えて水辺の環境がますます悪化する中で市民の「水」への愛着やこだわりも次第に失せていった。

そこで、それまで「水の都・三島」の水辺の自然環境の再生と改善を目的としてバラバラに活動してきた一二の市民団体が一堂に会し、<sup>(17)</sup>地域環境改善の課題に取り組むため一九九二年九月に「グラウンドワーク三島実行委員会」(以下、実行委員会)が設立された。<sup>(18)</sup>

## (2) 活動の展開

実行委員会の設立にあたり、イギリスで成功している「グラウンドワーク」の手法に学び、それを活用することにした。それは、地域の環境改善を実現するために市民の組織化だけではなく、行政や地元企業との連携や情報交換及び支援体制の整備などが必要になるという認識の上で、市民・行政・企業三者のパートナーシップによる市民活動として定着しているイギリスのグラウンドワークが最も理念に近かったからである。<sup>(19)</sup>

主な活動としては、「花とホタルの里づくり」、「三島梅花藻の里づくり」、「市民手作りミニ公園」、「フラワー通り演出」(木製フラワーポットの製作と各所への設置)、「故郷の宝物・再生」(史跡・歴史的建造物の保全)などがあり、その成果は市内各所において目に見える形となって現れている。

なお、一九九八年度の年間活動費は八〇〇万円である。そのうち、三島市からの補助金は一八〇万円、地元企業からの協賛金が二九〇万円であり、会費収入は一〇〇万円である。財源からみても行政・企業・市民のパートナーシップが構築されていることがわかる。

現在インターネットのホームページ (<http://www.gwmishima.org>) が開設されており、市民が何らかの活動を行いたいとき、このホームページを開くとそこには日時と活動の内容及び場所が記載されているので、自分で好きな作業を選択して活動に参加することができるようになっていく。人口一四万人の三島市において、このグラウンドワークと何らかのかかわりをもつ市民の数は四〇〇〇人余りにのぼっている。グラウンドワーク三島実行委員会の実践はコミュニケーション・ソリューションの成功例の一つと考えられよう。

## 6 むすびにかえて

日本にもようやく包括的なNPO制度が発足した。今後も欧米の経験から多くを学ぶとしても日本独自のNPOを育てていかななくてはならない。戦後半世紀を経過し、日本の市民社会もある程度成熟してきたと筆者には思われる。市民社会を一層成熟させていくためには、自立し主体的に行動できる市民の養成が必要である。そのためには市民が社会的に有益な活動に参加し、その中で訓練されることが最も望ましい。NPOは市民の日常生活の場、すなわちコミュニティにおいて登場しそして地道な活動を行っている。このように身近な場で活動するNPOに多くの市民が関わり、自らその担い手になることにより市民は覚醒されていくことになるであろう。それは日常生活空間において、自己責任と自己決定の双方を担うことになるのであるが、今や市民はその備えと準備を始めているといつてよいのではないだろうか。

筆者は日本の市民社会の成熟はコミュニティに鍵があると考えている。その意味でコミュニティ・ソリューションという概念は極めて重要な概念であると思われる。そこで最後にこのコミュニティ・ソリューションにとつて必要な要件をまとめておきたい。

第一は、コミュニティ・インボルブメントである。つまり、コミュニティの問題を解決するにあたり、そのコミュニティに住んでいる市民が問題解決の主体として参加するということである。そこにおいては、ジェンダー、年齢、学歴、職業、階層などを越え、問題解決を必要としている人々を可能な限り巻き込むことを想定している。その際、生じている問題の本質を理解し、それを参加者にわかりやすい言葉で説明し、解決の方向性を示すことができるようなキイ・パーソンの存在は重要である。したがって、このような資質を有する個人の集積が豊富なコミュニティにおいては大きな成果をあげることが可能となる。NPOからすれば、その活動の中いかに地域の人々を巻き込んでいくことができるかということが大切になるのである。

第二は、ピープル・エンパワーメントである。<sup>(20)</sup>これは、地域の人々が問題を解決する活動を通して、様々な力を獲得していくことを想定している。「問題解決能力を身につけること」と言い換えてもよい。その中には、生じている問題の因果関係を正確に把握し、その解決の方法を提示する能力ばかりでなく、仲間に働きかける対人能力や交渉力も当然含めることができるであろう。

そして第三は、パートナーシップである。コミュニティに存在する様々な組織、すなわち自治体(都道府県あるいは市町村)や企業と対等な関係を築き、そしてそれらと協働して問題解決にあたることが重要である。この協働の際、それぞれが有する資源(ヒト、モノ、カネ)をうまく活用していくことが求められよう。

以上の三点がコミュニティの場であまく融合したとき日本の市民社会のバージョンアップが可能になると思われる。

今日本においては、そのような未完のプロジェクトに取り組む機が熟したのではないだろうか。

(注)

(1) 和田清美「都市のコミュニティ形成―都市型社会の地域自治―」大久保武他共著『シティライフの社会学』時潮社、一九九一年、一一〇～一一三頁。

(2) 高田昭彦「現代市民社会における市民運動の姿容―ネットワークキングの導入から『市民活動』・NPOへ―」青井和夫、高橋徹、庄司興吉編『現代市民社会のアイデンティティ―二一世紀の市民社会と共同性：理論と展望―』梓出版社、一九九八年、一六一頁。

(3) 同右。

(4) 同右。

(5) 似田貝香門「現代都市の地域集団―地域社会の再生の組織論―」蓮見音彦、似田貝香門、矢沢澄子編『現代都市と地域形成―転換期とその社会形態―』東京大学出版会、一九九七年、二二～二六頁。

(6) 丸山尚「連載 市民運動とニューウェーブのゆくえ 第六回 『ニューウェーブ』と『ネットワークキング』」『社会運動』一〇八号、一九八九年、二七～二九頁。

(7) 同右。

(8) 高田前掲論文、一六五頁。

(9) 同右、一六五～一六八頁。

(10) 似田貝香門「都市政策と『公共性』をめぐる住民諸活動」矢澤修次郎、岩崎信彦編『都市社会運動の可能性』自治体研究社、

一九八九年、九一〜九三頁。

(11) 高田前掲論文、一六八頁。

(12) Lester M. Salamon and Helmut K. Anheier. *The Emerging Sector*, The Johns Hopkins University Press, 1994. (今田忠監訳「台頭する非営利セクター」ダイヤモンド社、一九九六年、二〇〜二三頁。)

(13) 総合研究開発機構『市民公益活動基盤整備に関する調査研究』、一九九四年。

(14) 川口清史「非営利協同セクターの新たな発展とその社会的役割」『生活協同組合研究』一九九八年七月号、七頁。

(15) 細内信孝、村山浩一郎「コミュニティ・ビジネス論—コミュニティ・ビジネスによる社会開発の試み—」『生活協同組合研究』一九九八年七月号、四三〜五二頁。

(16) 金子郁容、松岡正剛、下河辺淳『ボランティア経済の誕生』実業之日本社、一九九八年、一一〇〜一二二頁。

(17) グラウンドワーク三島実行委員会の設立に加わった二の市民団体は次のとおり。三島ゆうすい会、三島ホテルの会、三島青年会議所、中郷用木土地改良区、グローバル文化交流会、建築文化研究会、二一世紀塾、宮さんの守る会、三島ワイズメンスクラブ、大通り商店街活性化協議会、源兵衛川を愛する会、桜川を愛する会

(18) グラウンドワーク三島の取り組みについては以下のものが参考になる。

中村陽一「地域環境保全を通じてまちをデザインする—三島のグラウンドワークの活動から—」『社会運動』一七〇号、一九九四年。渡辺豊博「静岡から発信・グラウンドワーク活動」『明日の静岡県を考える情報誌 S R I』（財団法人 静岡総合研究機構）No.49、一九九七年。

(19) 「グラウンドワーク」は一九八〇年代のイギリスで始まった新しい環境運動の総称で、行政、企業、市民のパートナーシップによる環境づくりを特色とするものである。一九八一年に国の機関である田園地域委員会がリパブル郊外のセントヘレ

ンズ／ノーズリー地区で実験事業としてスタートさせたのが最初である。その後全国各地に広がり、一九九六年一月現在四の地区で活動が実施されている。

- (20) 筆者はこの「エンパワーメント」という概念について以下の著作から多くの示唆を得ている。John Friedmann, *Empowerment: The politics of Alternative Development*, Blackwell, 1992. (斎藤千宏、雨森孝悦監訳『市民・政府・NGO—「力の剝奪」からエンパワーメントへ』新評論、一九九五年)。ちなみにフリードマンのこの著作の日本語訳者らはエンパワーメントの概念を次のように要約している。「端的にいえば力(power)をつけること、あるいは力を獲得することである。著者がとくに『力』を重視するのは、貧しい人々の真の生活向上のためには、たんなる経済的な向上だけでは不十分と考えているからである。貧しい人々は制度的、組織的に力を剝奪されてきたために貧しいのだから、その力の源となる資源へのアクセス機会を得ることにより、力、とくに意志決定における自律性を獲得し、貧困からの脱出を図る。」(邦訳書九〜一〇頁)。